

保険者機能強化推進交付金の活用について

1 法的位置付け

市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。（介護保険法第122条の3・平成30年4月1日施行の改正法で新設）

2 交付金の性質

- 国交付金（新規） 平成30年度予算額 200億円（うち10億円程度が都道府県分）
- 高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組に活用
- 第1号被保険者数及び評価指標（61項目）の評価点数で市町村の交付額が決まる

3 2018年度 保険者機能強化推進交付金（市町村分） 吹田市取組状況(評価総括)

全保険者の順位によって得点が決まる項目を除く55項目552点中、本市の得点は502点

指 標	得点率
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	100%
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	87.8%
(1)地域密着型サービス	75.0%
(2)介護支援専門員・介護サービス事業所	100.0%
(3)地域包括支援センター	78.6%
(4)在宅医療・介護連携	83.3%
(5)認知症総合支援	100.0%
(6)介護予防／日常生活支援	100.0%
(7)生活支援体制の整備	100.0%
(8)要介護状態の維持・改善の状況等	—
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	100%
(1)介護給付の適正化	100%
(2)介護人材の確保	100%
合 計	90.9%

4 本市の検討状況

- 第1号被保険者数で割ると、吹田市の交付金額は4,700万円ほどと想定
- 自立支援・重度化防止、介護予防に資する事業について、第7期吹田健やか年輪プランの目標達成に向けた交付金の活用を検討中